

重要事項説明書別表 天寿荘ホームヘルプサービス (訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

(H30年4月1日)

訪問介護

①介護保険の給付の対象となるサービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。その他の時間は割増料金となります。
自己負担額は保険者が決定した負担の割合(1割もしくは2割)とします。下記は1割負担の場合を掲載しております。
2割負担の場合は2倍になります。

身体介護	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)
20分未満	1,650円	165円
20分以上30分未満	2,480円	248円
30分以上1時間未満	3,940円	394円
1時間以上1時間半未満	5,750円	575円
1時間半以上(30分ごと)	5,750+(830)円 ()円	575+(83)円 ()30分ごと

割増料金
早朝(午前6時～午前8時) 基本料金の25%増し
夜間(午後6時～午後10時) 基本料金の25%増し
深夜(午後10時～午前6時) 基本料金の50%増し

生活援助	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)
20分以上45分未満	1,810円	181円
45分以上	2,230円	223円

身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合)	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)
生活援助が20分以上45分未満の場合	3,140円	314円
生活援助が45分以上70分未満の場合	3,800円	380円
生活援助が70分以上	4,460円	446円

加算料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
特定事業所加算Ⅱ(研修等、法律で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に13.7%加算
初回加算(サービス提供責任者が初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。)	200円/月
緊急時訪問介護加算(居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算されます。)	100円
生活機能向上連携加算Ⅰ(リハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を構築し、助言を受けてサービス提供責任者が、生活向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)した場合に加算されます。)	100円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ(リハビリテーションの専門職が、利用者宅を訪問して行う場合に加算されます。)	200円/月

②介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

※特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰは別途加算されます。

身体介護	1回あたりの利用料金	生活援助	1回あたりの利用料金
20分未満	1,650円	20分以上45分未満	1,810円
20分以上30分未満	2,480円	45分以上	2,230円
30分以上1時間未満	3,940円		
1時間以上1時間半未満	5,750円		
1時間半以上(30分ごと)	5,750+(830)円 ()円		

介護予防訪問介護相当サービス

自己負担額は保険者が決定した負担の割合(1割もしくは2割)とします。下記は1割負担の場合を掲載しております。2割負担の場合は2倍になります。

介護予防	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額(1割負担の場合)	要支援区分
(Ⅰ)週1回程度の利用が必要な場合	11,680円	1,168円	要支援1・2
(Ⅱ)週2回程度の利用が必要な場合	23,350円	2,335円	要支援1・2
(Ⅲ)(Ⅱ)を超える利用が必要な場合	37,040円	3,704円	要支援2
加算料金		介護保険適用時の1月あたりの自己負担額	
介護職員処遇改善加算Ⅰ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)		所定単位数に13.7%加算	
初回加算(サービス提供責任者が初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。)		200円/月	
生活機能向上連携加算Ⅰ(リハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を構築し、助言を受けてサービス提供責任者が、生活向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)した場合に加算されます。)		100円/月	
生活機能向上連携加算Ⅱ(リハビリテーションの専門職が、利用者宅を訪問して行う場合に加算されます。)		200円/月	

※介護予防については、1月あたりの料金ですので、時間割増はありません。